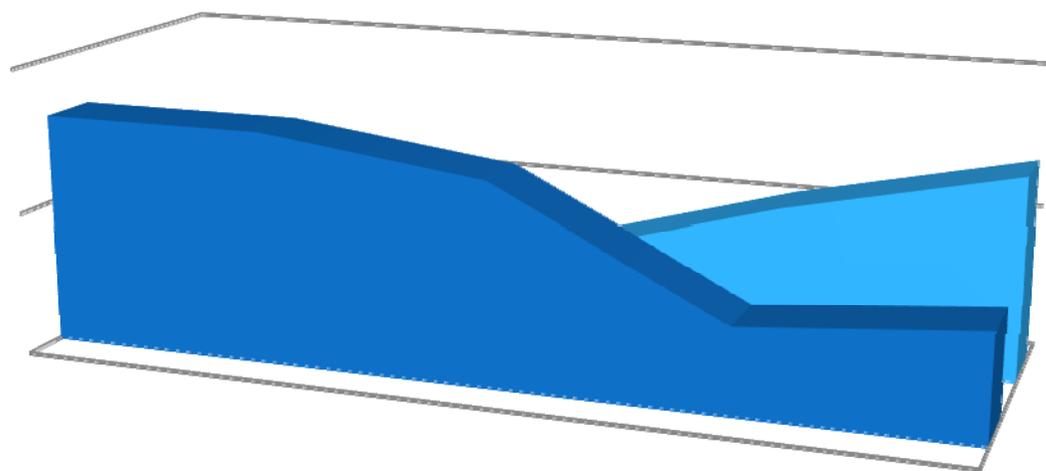


平成27年(2015年)産業連関表について



令和元年5月24日
総務省政策統括官（統計基準担当）



総務省

1 部門分類等の見直し

平成27年表における部門分類等の見直しについては、

- ① SNA国際基準への対応（研究開発の固定資本形成計上など）
- ② 子ども・子育て支援制度の拡充に係る状況を把握するための保育所部門の分割
- ③ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応（建築リフォームに係る基礎統計整備に伴う建築補修部門の一部の固定資本形成計上など）
- ④ そのほか、国内生産額の減少による部門統合や日本標準産業分類の平成25年改定への対応

などを行った。主な変更の概要は表1、部門分類数は表2、部門新旧対照表は表3のとおりである。

表1 主な変更の概要

課題	主な関係部門	平成27年表での対応
保育所部門の新設	社会福祉	「社会福祉(国公立)★★」、「社会福祉(非営利)★」、「社会福祉(産業)」部門から分割し「保育所」部門を新設
飲食サービス部門の分割	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス	平成23年表の「飲食サービス」部門を、「飲食店」部門及び「持ち帰り・配達飲食サービス」部門に分割
建設補修の一部を国内総固定資本形成へ計上	建設補修	建築物リフォーム・リニューアル調査の結果を考慮し、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、建築物の維持・修理については中間消費、機能向上や耐用年数の向上を伴う改装・改修については国内総固定資本形成とする。
学校給食	学校給食	統合分類は製造業に含まれていたものを教育に変更

表2 部門分類数

平成23年表							平成27年表						
産業区分		基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	産業区分		基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類
		行	列						行	列			
1	農林水産業	46	29	13	5	1	1	農林漁業	37	29	13	5	1
2	鉱業	10	5	4	3	1	2	鉱業	10	4	3	2	1
3	製造業	325	237	112	55	19	3	製造業	321	229	111	55	19
4	建設	12	12	5	4	1	4	建設	12	12	5	4	1
5	電力・ガス・水道	7	9	5	4	3	5	電力・ガス・水道	7	8	5	4	3
6	商業	2	2	2	1	1	6	商業	2	2	2	1	1
7	金融・保険	6	3	2	1	1	7	金融・保険	6	3	2	1	1
8	不動産	4	4	3	3	1	8	不動産	4	4	3	3	1
9	運輸・郵便	26	22	15	9	1	9	運輸・郵便	27	23	15	9	1
10	情報通信	13	12	6	5	1	10	情報通信	12	11	5	5	1
11	公務	2	2	2	1	1	11	公務	2	2	2	1	1
12	サービス	64	59	20	16	5	12	サービス	68	63	20	16	5
13	分類不明	1	1	1	1	1	13	分類不明	1	1	1	1	1
計		518	397	190	108	37	計		509	391	187	107	37

表3 部門新旧対照表（統合大分類）

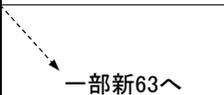
平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容	
01 農林水産業		01 農林漁業	名称変更	
06 鉱業		06 鉱業		
11 飲食料品	 一部新63へ	11 飲食料品	分割	
15 繊維製品		15 繊維製品		
16 パルプ・紙・木製品		16 パルプ・紙・木製品		
20 化学製品		20 化学製品		
21 石油・石炭製品		21 石油・石炭製品		
22 プラスチック・ゴム		22 プラスチック・ゴム製品		名称変更
25 窯業・土石製品		25 窯業・土石製品		
26 鉄鋼		26 鉄鋼		
27 非鉄金属		27 非鉄金属		
28 金属製品		28 金属製品		
29 はん用機械	29 はん用機械	名称変更		
30 生産用機械	30 生産用機械			
31 業務用機械	31 業務用機械			
32 電子部品	32 電子部品			
33 電気機械	33 電気機械			
34 情報・通信機器	34 情報通信機器			
35 輸送機械	35 輸送機械			
39 その他の製造工業製品	39 その他の製造工業製品			

表3 部門新旧対照表（統合大分類）（続き）

平成23年(2011年)表	対応関係	平成27年(2015年)表	変更内容
41 建設		41 建設	統合 統合 分割 統合 統合、内容変更 分割 名称変更
46 電力・ガス・熱供給		46 電力・ガス・熱供給	
47 水道		47 水道	
48 廃棄物処理		48 廃棄物処理	
51 商業		51 商業	
53 金融・保険	一部旧64から	53 金融・保険	
55 不動産		55 不動産	
57 運輸・郵便		57 運輸・郵便	
59 情報通信	一部旧94から	59 情報通信	
61 公務	一部旧11から	61 公務	
63 教育・研究	一部新53へ	63 教育・研究	
64 医療・福祉		64 医療・福祉	
65 その他の非営利団体サービス		65 他に分類されない会員制団体	
66 対事業所サービス		66 対事業所サービス	
67 対個人サービス		67 対個人サービス	
68 事務用品		68 事務用品	
69 分類不明		69 分類不明	

2 推計方法等の見直し

平成27年表の推計においては、平成23年表に引き続き、経済センサス-活動調査や産業連関構造調査を主要なデータソースとするとともに、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合での議論を踏まえ、

- ① 社会医療診療行為別統計を活用した、医療（入院診療）及び医療（入院外診療）部門の投入額推計（別添2 P3～P8）
- ② 介護事業経営概況調査を活用した、介護（施設サービス）及び介護（施設サービスを除く。）部門の投入額推計（別添2 P9～P13）
- ③ 地方財政状況調査を活用した、社会福祉（国公立）★★部門の投入額推計（別添1 P2～P4、P7）
- ④ 各地方公共団体の個別の決算書類等を活用した、保育所部門の投入額推計（別添1 P2、P5～P7、別添2 P14～P15）
- ⑤ 建築物リフォーム・リニューアル調査を活用した、建設補修部門の産出額推計（前述）
- ⑥ 登記情報等を活用した、非住宅売買取引の仲介手数料、分譲住宅の販売マージンなど不動産仲介・管理業部門の生産額推計（別添3 P2～P6）
- ⑦ 法人土地・建物基本調査を活用した、非住宅不動産の賃料収入の推計（別添3 P2、P7～P8）

などの推計方法の見直しを行った。そのほか、

- ⑧ 科学技術研究調査や大学等におけるフルタイム換算データに関する調査等を活用した、研究開発の固定資本としての計上（国民経済計算は対応済）

などの見直しもあわせて行った。

2015年IO表の社会福祉関係部門における 行政記録情報等の更なる活用について

平成30年3月
SUTタスクフォース会合（第8回）提出資料

厚生労働省政策統括官付
参事官付審査解析室

1

1 背景・経緯

SUTタスクフォース会合における指摘事項

（中間投入構造について）

「社会福祉（国公立）では、費用項目のデータが入手できないことから、社会福祉（非営利）に対する「産業連関構造調査（投入調査）」で代用して推計している。」

「社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。」



- 上記の指摘を受け、活用可能な行政記録情報等の探索や、これらを活用した2015年IO表における「社会福祉（国公立）★★」部門や「保育所」部門^{（注）}の投入係数の推計方法の検討を実施
- 2020年SUT・IO表の作成に向け、国公立の施設・事業所を対象とした投入調査の実施について、今後、検討

（注）IO表の社会福祉関係部門については、2015年IO表において、従前の「社会福祉（国公立）★★」「社会福祉（非営利）★」「社会福祉（産業）」の3部門から分割し、「保育所」部門を新設する予定

2

2 推計方法の見直しの検討（1）

● 「社会福祉（国公立）★★」部門における「地方財政状況調査」の活用

- ✓ 地方公共団体の社会福祉関係の費用構造を把握することができる行政記録情報等としては、各団体の決算書類のほか、網羅的なものとして、「地方財政状況調査」（総務省所管の業務統計）^{（注1）}がある。
- ✓ 当該統計の「民生費」の区分は、I Oの「社会福祉（国公立）★★」部門と概念が類似しており^{（注2）}、これについて人件費、物件費（このうち、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、その他）、維持補修費等の別に決算値が表章されている。

➡ 当該データを使用し、「社会福祉（国公立）★★」部門の投入係数の大枠を調整

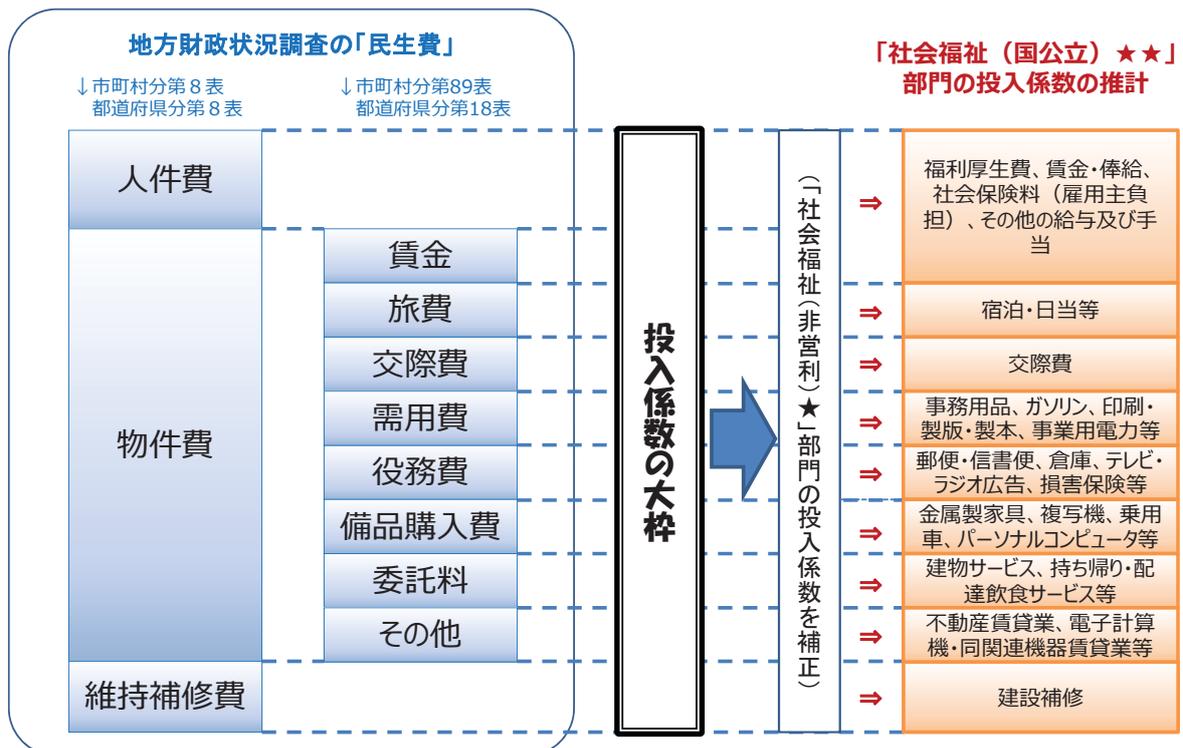
（注1）「地方財政状況調査」は、都道府県や市町村など各地方公共団体の決算に関する統計であり、予算の執行を通じて地方公共団体がどのように行政運営を行ったかを見るための基礎となるもの。団体によって会計の範囲が異なるため、統一的な会計区分を定め、団体間で比較できるようにしている。（出典：e-Stat）

（注2）「民生費」とI Oの「社会福祉（国公立）」部門の概念・定義

区分	概念・定義
民生費	「目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実に図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策に要する経費」（出典：「平成29年版地方財政白書（平成27年度決算）」（総務省））
「社会福祉（国公立）★★」	「日本標準産業分類の「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、「福祉事務所」、「その他の児童福祉事業」、「老人福祉・介護事業」、「障害者福祉事業」及び「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。なお、介護保険によるサービスは介護部門に含める。」（出典：「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議））

3

（参考）地方財政状況調査によるデータの投入係数の推計への活用のイメージ



※ 「民生費」には保育所に係る費用も含むため、I O「保育所」部門の推計結果を動案して調整する必要がある。

4

2 推計方法の見直しの検討（2）

● 「保育所」部門における個別の決算書類等の活用

- ✓ 公立保育所について、「地方財政状況調査」においては詳細な費用構成が表章されていない。
- ✓ このため、各地方公共団体の個別の決算書類等の活用について検討
- ✓ 決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」(注1)において公立保育所の費用構成が表章されている地方公共団体をインターネットでの検索等により探索したところ、一定数みられた（現時点で34団体のデータを把握）。
- ✓ 当該データにおいては、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費等の別に費用構成を把握可能(注2)

(注1)「歳入歳出決算事項別明細書」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第1項及び第5項並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項の規定に基づく書類であり、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2の規定により、様式が定められている。

(注2) 地方自治法施行規則第15条第2項の規定により、歳出予算に係る節の区分は、以下のとおり定めなければならないとされている。

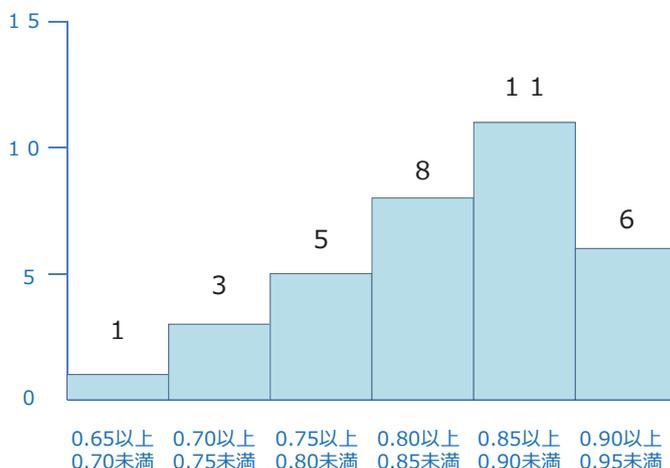
1 報酬	15 工事請負費
2 給料	16 原材料費
3 職員手当等	17 公有財産購入費
4 共済費	18 備品購入費
5 災害補償費	19 負担金、補助及び交付金
6 恩給及び退職年金	20 扶助費
7 賃金	21 貸付金
8 報償費	22 補償、補填及び賠償金
9 旅費	23 償還金、利子および割引料
10 交際費	24 投資及び出資金
11 需用費	25 積立金
12 役務費	26 寄附金
13 委託料	27 公課費
14 使用料及び賃借料	28 繰出金

➡ 当該データのばらつき・代表性に留意しつつ、これらを使用し、「保育所」部門の投入係数の大枠を調整

5

(参考) 個別の決算書類による公立保育所データのばらつきの程度について

現時点で収集できた34団体のデータについて、公立保育所が経常的に要する費用のうち、人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金等の合計）が占める割合をみたところ、ばらつきの程度については以下のような状況であった。



平均	0.83823
中央値	0.84888
標準偏差	0.06332
分散	0.00400
標準誤差	0.01086
最小	0.69141
最大	0.92042
標本の大きさ	34

6

3 IO表作成への活用に応じた留意点

● 行政記録情報等（決算書類等）の活用に応じた留意すべき点

国や地方公共団体の費用構造を把握することができる行政記録情報等としては、各機関が作成している決算書類等が挙げられるところ、これらの活用に応じたは、主に次の点に留意する必要があると考えられる。

- 官庁会計においては、一般会計、特別会計、公営企業会計などの区分ごとに処理されているが、例えば、保育所、障害者支援施設などの事業別や施設別の区分で、給与費、材料費、委託費などの費用構成を把握できる公表情報は乏しいこと。
- 官庁会計においては、現金主義を採用しており、IO（発生主義を採用）とは記録の時点が異なること（注）。
⇒ 現金支出を伴わないコスト（減価償却費等）の把握ができない。

（注）発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。これに対して、現金主義とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。）は成立しない。

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。

（出典：「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議））

2015年IO表における「社会福祉（国公立）★★」部門及び「保育所」部門の投入係数の推計に当たっては、これらの点に留意しつつ作業を行う。

2015年IO表厚生労働省担当部門における 投入係数の推計方法の見直しについて

平成30年6月18日
SUTタスクフォース会合（第9回）提出資料

厚生労働省政策統括官付
参事官付審査解析室

1

1. 医療部門における「社会医療診療行為別統計」の活用
2. 介護部門における「介護事業経営概況調査」結果の活用

(参考) 保育所部門における行政記録情報等の活用
—前回(第8回)SUTタスクフォース会合後の検討状況—

2

1 - 1 背景・経緯

SUTタスクフォース会合における指摘事項

「病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難である。このため、推計精度の確保の観点から、当面の対応としてレセプトデータ（「社会医療診療行為別統計」）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進める」



当該指摘は、2015年 I O 表の「医療（入院診療）」「医療（入院外診療）」の部門ごとの医薬品に係る投入係数について、社会医療診療行為別統計（注1）などを活用することにより、推計精度の向上を図ることを主な検討課題としたもの

図1 第112回統計委員会（平成29年8月24日）
資料2-3「SUTタスクフォース・意見取りまとめ（2）」抜粋（注2）

(3) 各種資料による医薬品投入比率（入院、入院外、調剤）の比較

比較対象年次: 2011年	入院	入院外	調剤
産業連関表: 医薬品費 / 国内生産額	15.8%	16.5%	70.6%
社会医療診療行為別調査: 薬剤料比率	10.2%	34.3%	73.7%
同: 薬剤料比率 (うち投薬分)	2.8%	26.2%	—

(注1) 社会医療診療行為別統計の概要については、スライド8枚目参照

(注2) 左図の「社会医療診療行為別調査: 薬剤料比率」は、「処方せん料」を算定している明細書等を除いた値

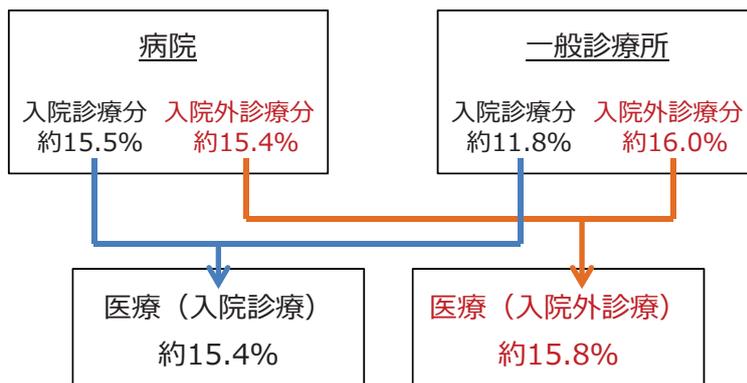
(参考) 「処方せん料」を算定している明細書を含む場合、入院10.2% (うち投薬2.8%)、入院外22.6% (うち投薬13.5%) (平成23年社会医療診療行為別調査・下巻・薬剤料の比率・第2表に基づき計算)

3

1 - 2 従前の推計方法

- 基本的に、調査統計（注1）から推計可能な医療機関種類別の医薬品投入額に、医薬収益に占める入院診療分、入院外診療分それぞれの収益の比率を乗じることにより、入院診療分、入院外診療分それぞれの別に医薬品投入額を案分し、投入係数を推計
- このため、医療（入院診療）、医療（入院外診療）というアクティビティごとの特性の違いを医薬品の投入係数に十分反映することが困難（注2）

図2 2011年 I O 表の医療部門における医薬品の投入係数の推計方法（イメージ）



(注1) 医療経済実態調査（医療機関等調査）結果又は病院経営実態調査結果

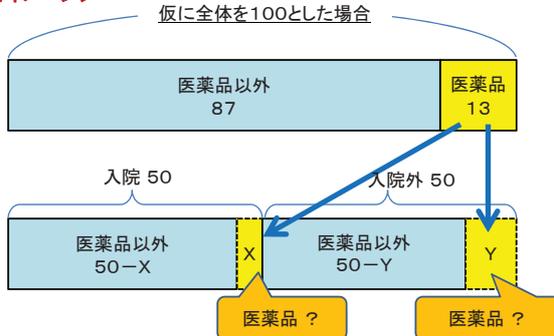
(注2) 一般診療所に関しては、医療経済実態調査（医療機関等調査）による入院診療収益の有無別の収支データを推計に使用しているため、入院診療分と入院外診療分で医薬品の投入係数に一定程度の差が生じている。

(注3) 図2のそれぞれの投入係数は、計数調整前の初期値であるため、確定後の2011年 I O 表の値とは一致しない。

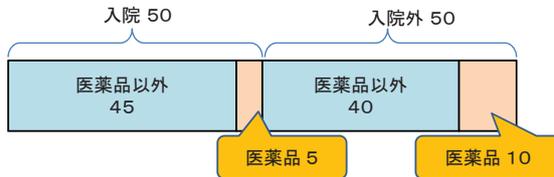
1 - 3 推計方法の見直しの検討 (1)

- ✓ 現状では、医療（入院診療）、医療（入院外診療）ごとの医薬品の投入係数についての基礎資料が乏しい。

<イメージ>



- ✓ 社会医療診療行為別統計における「薬剤料の比率」を用いて調整した場合（仮に薬剤料の比率が入院10%、入院外20%）



- ① 全体に占める医薬品の投入額 (a)については、調査統計により推計できるが、入院・入院外別の内訳は推計できない。

<左のイメージ図>

$$(a) = 13 = X + Y$$

- ② 他方、社会医療診療行為別統計の入院・入院外の薬剤料の比率を用いて、入院・入院外の医薬品費を計算しても (b)、必ずしも①の医薬品費の合計と一致しない。

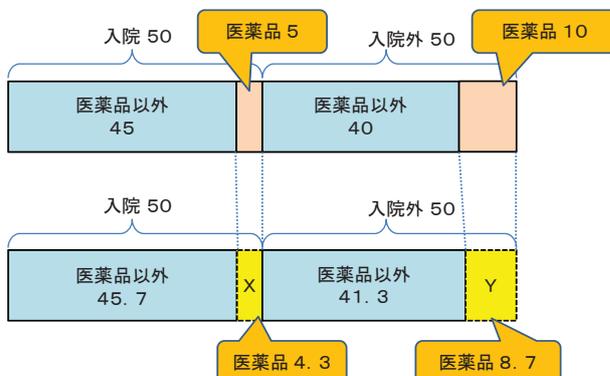
<左のイメージ図>

$$(b) = 5 + 10 = 15 \neq 13$$

5

1 - 3 推計方法の見直しの検討 (2)

- ✓ 推計した医薬品費に一致するよう調整



- ③ そこで、全体に占める医薬品の投入額については調査統計の値を採用した上で、これと一致するよう、社会医療診療行為別統計における「薬剤料の比率」に、上記 (a)と(b)のかい離率を乗じることに、医療（入院診療）、医療（入院外診療）それぞれの医薬品の投入係数を推計

<左のイメージ図>

$$\begin{aligned} \text{入院 (X)} &= 5 \times (13/15) \\ &= 4.3 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{入院外 (Y)} &= 10 \times (13/15) \\ &= 8.7 \end{aligned}$$

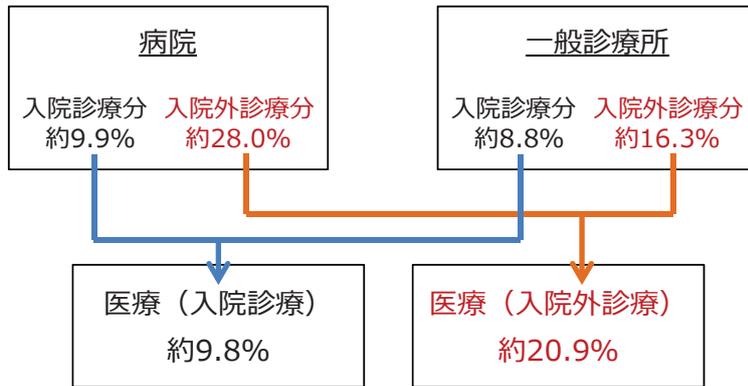
$$X + Y = 4.3 + 8.7 = 13$$

6

1-4 見直し後の推計結果（試算）

- 見直し後の推計方法を採用した場合、2011年 I O 表の「医療（入院診療）」「医療（入院外診療）」の各部門における医薬品の投入係数を試算した結果は、図 3 のとおりであり、従前の方法を採用した場合と比較し、アクティビティごとの特性に応じた投入係数の推計精度が一定程度向上するものと考えられる。

図 3 2011年 I O 表の医療部門における医薬品の投入係数の推計に当たって上記方法を採用した場合の試算



参考 H23社会医療診療行為別調査

病院		一般診療所	
入院	入院外	入院	入院外
10.3%	29.2%	9.3%	17.2%

入院診療	入院外診療
10.2%	22.6%

（注）平成23年社会医療診療行為別調査・下巻・薬剤料の比率・第2表に基づき計算

- ただし、これについては、医薬品の売上額と購入額のかい離の度合いが一定であるなどの仮定を前提とした推計であることに留意が必要（更なる推計精度の向上のためには、より実測可能性のある部門分類の設定等の検討が望まれる。）

7

1 - （参考）社会医療診療行為別統計について

<統計の目的>

医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

<集計対象>

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、レセプト情報・特定健診等情報データベース^(注)に蓄積されているものを全てを集計対象としている。

【 I O 表作成への活用にあたって留意すべき点】

- 診療行為（検査、投薬、注射、手術など）別の点数等（すなわち収入側の売上データ）である（支出側の購入データ（医薬品購入費、給与費、委託費、設備関係費など）は把握できない。）。
- 「薬剤料の比率」については、医科及び歯科分（診療報酬明細書分）のうち「処方せん料」を算定している（＝院外処方）明細書、「投薬」「注射」を包括した診療行為が出現する明細書及び D P C / P D P S に係る明細書が除外されている。

（注）レセプト情報・特定健診等情報データベースは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースとして、レセプト情報及び特定健診・特定保健指導情報を格納・構築しているもの

2-1 背景・経緯

SUTタスクフォース会合における指摘事項

(中間投入構造について)

「介護については、従来、基礎データが不足していたが、このほど、「介護事業経営実態調査」(3年ごと実施)に加え、「介護事業経営概況調査」(3年ごとに実施し、残る2年分の計数を把握)の見直しを実施したことから、「2015年産業連関表」の推計では、投入構造についてより詳細な把握が可能となる見込み。」

「「介護事業経営概況調査」を用いて、「2015年産業連関表」の推計を行い、その精度を検証する。」



上記の指摘を受け、2015年IO表の介護部門(「介護(施設サービス)」及び「介護(施設サービスを除く。)」の2部門)における投入係数の推計に当たり、「介護事業経営概況調査」結果を活用した推計作業を実施中

9

2-2 見直し後の精度向上について(1)

- ✓ IOの対象期間である2015年(平成27年)について、介護事業実態調査結果を用いて、介護2部門それぞれの費用構成を試算(注1)
- ✓ 従前と同様に「介護事業経営実態調査」(以下「実調」という。)結果を用いた場合、調査対象期間が異なることから、例えば、近年増加傾向の給与費についてみると、平成29年実調結果を用いた場合は過大、26年実調結果を用いた場合は過小に推計されると考えられる。
- ✓ 今般、介護事業実態調査の調査対象期間が見直されたため、「介護事業経営実態調査」結果に加え、新たに「介護事業経営概況調査」(以下「概況」という。)結果も用いることにより、IOの対象期間前後の年度のデータを活用でき、投入係数の推計精度が一定程度向上するものと考えられる(注2)。

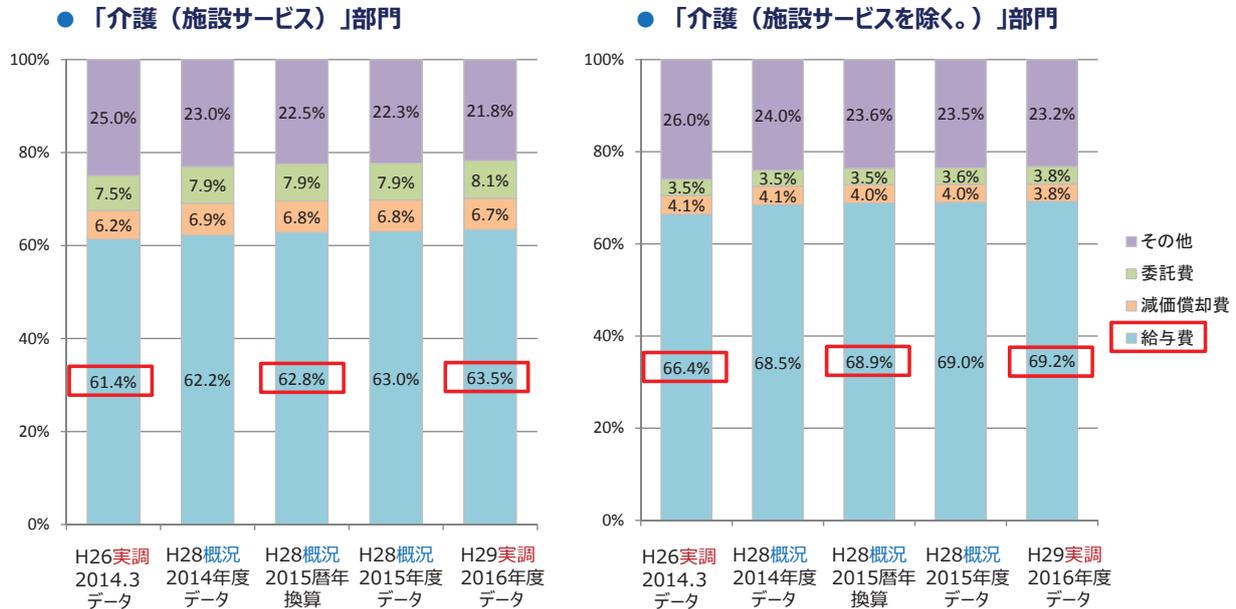
(注1) 営業余剰や経常補助金は含んでいない。

(注2) 2011年IO表ではH23実調結果(2011年3月データ)、2005年IO表ではH17実調結果(2005年3月データ)を使用

10

2-2 見直し後の精度向上について（2）

介護2部門における費用構成（給与費率の推移）



11

2-（参考）介護事業実態調査の概要（1）

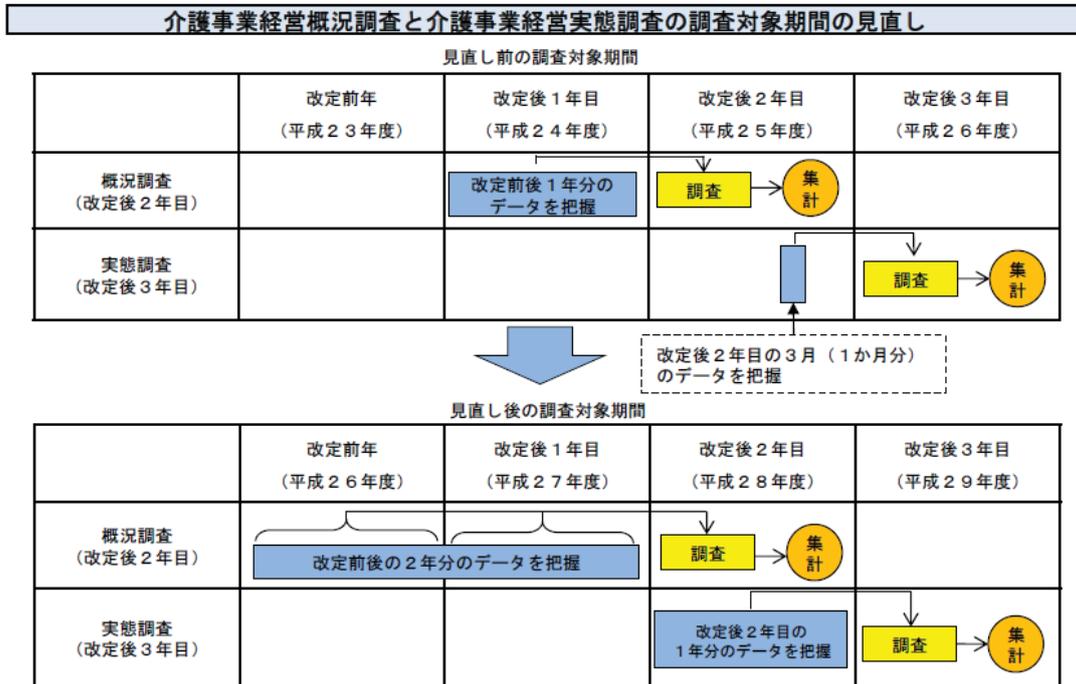
介護事業経営概況調査と介護事業経営実態調査の比較

	介護事業経営概況調査	介護事業経営実態調査
調査の目的	各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	
調査対象	全ての介護保険サービス（介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所）	
調査の周期	3年周期	
調査時期	改定後2年目の5月（平成28年5月）	改定後3年目の5月（平成29年5月）
調査対象期間	改定前後の2年分の収支状況	改定後2年目の1年分の収支状況
調査の方法	郵送+電子調査	
調査客体数	16,280（平成28年度調査）	31,944（平成29年度調査）
有効回答数	7,681（平成28年度調査）	15,062（平成29年度調査）
有効回答率	47.2%（平成28年度調査）	47.2%（平成29年度調査）
公表時期	調査年の12月	調査年の10月

（出典：厚生労働省ホームページ（介護事業経営実態調査・調査の概要））

12

2 - (参考) 介護事業実態調査の概要 (2)



13

(参考) 保育所部門における行政記録情報等の活用

前回 (第8回) SUTタスクフォース会合後の検討状況

- 前回 (第8回) SUTタスクフォース会合 (平成30年3月13日) において、保育所部門については、各地方公共団体の個別の決算書類 (歳入歳出決算事項別明細書) を使用して投入係数の推計を行う旨説明
- 委員から、抽出した34団体のデータのばらつき・代表性のチェックに関し、「規模や全体の何割を取っているか等のデータはないか」との御意見を頂いたところ。



前回会合以降、引き続き、歳入歳出決算事項別明細書において公立保育所の費用構成が表章されている地方公共団体の探索に努め、更に77団体を追加で抽出 (計111団体)。その規模等の状況は以下のとおり。

区分	全国の団体数 ^{※2} (A)	抽出団体数 (a)	a/A	全国の人口 ^{※2} (B)	抽出団体の人口 (b)	b/B
政令指定都市、中核市等 ^{※1}	127	9	7.1%	64,922,378	3,566,952	5.5%
中都市 (人口10万人以上)	161	17	10.6%	24,443,486	2,406,111	9.8%
小都市 (人口10万人未満)	525	64	12.2%	27,403,398	3,740,477	13.6%
町村	928	21	2.3%	11,296,949	528,714	4.7%
合計	1,741	111	6.4%	128,066,211	10,242,254	8.0%

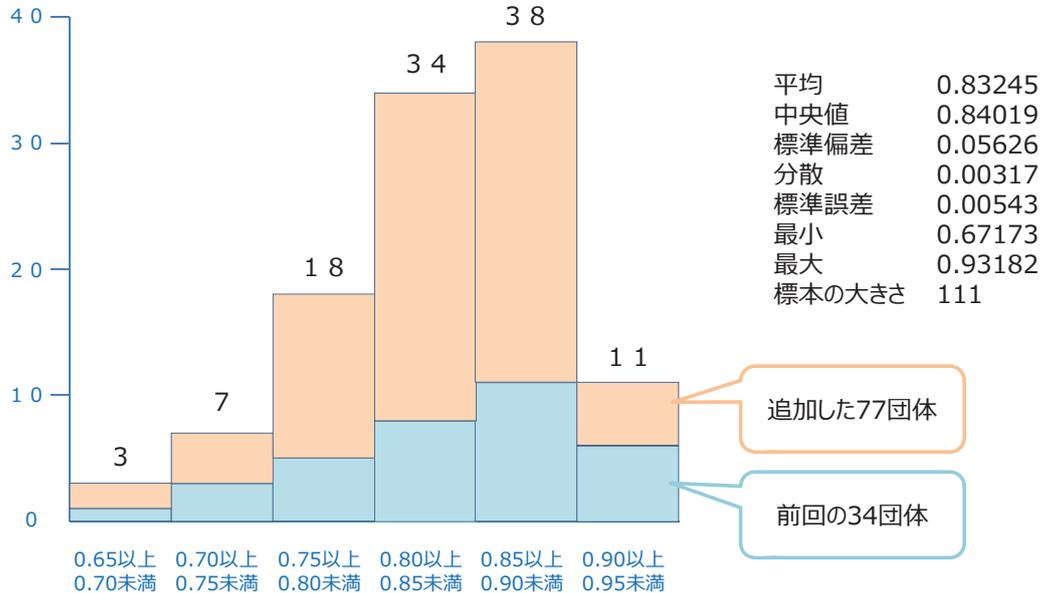
※1 政令指定都市、中核市、特別区及び施行時特例市

※2 団体数、人口とも平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づいて計算

14

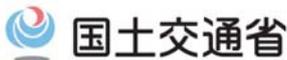
個別の決算書類による公立保育所データのばらつきの程度

現時点で収集できた111団体のデータについて、公立保育所が経常的に要する費用のうち、人件費等（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金等の合計）が占める割合をみたところ、ばらつきの程度については以下のような状況であった。



不動産分野課題の検討状況について

平成30年3月13日
総合政策局情報政策課
建設経済統計調査室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

不動産分野における生産額推計に係る課題

- ✓ 産業連関表の不動産分野における生産額推計に係る課題として、以下に関する検討状況を報告
 - ① 非住宅売買取引の仲介手数料
 - ② 分譲住宅の販売マージン
 - ③ 非住宅不動産の賃料収入

＜参考＞ S U Tタスクフォース会合において整理された課題（工程表より抜粋）

項番	課題内容(太字下線部が当面の具体的な取組)	
II (2)	① <u>非住宅の売買取引の仲介手数料については、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については「2015年産業連関表」における反映を目指してはどうか。</u>	非住宅売買取引の仲介手数料
	② <u>分譲住宅の販売マージンについては、「産業連関構造調査(不動産投入調査)」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」(賃貸面積比率、空室率等)などの活用、によって、精度向上を図ることを検討することが望ましい。</u>	分譲住宅の販売マージン
	・なお、上記の既存データによる対応が難しい場合には、「経済センサス」での調査項目の追加(仲介手数料収入、売買・販売マージン)なども、検討の視野に入れてはどうか。 ・また、上記①、②については、中間年の生産額推計が困難となる可能性がある。その際には、「ビジネスサーベイ」での調査項目の追加などを検討する。	非住宅不動産の賃料収入

生産額推計の現状と改善に向けた取組

(①非住宅売買取引の仲介手数料)

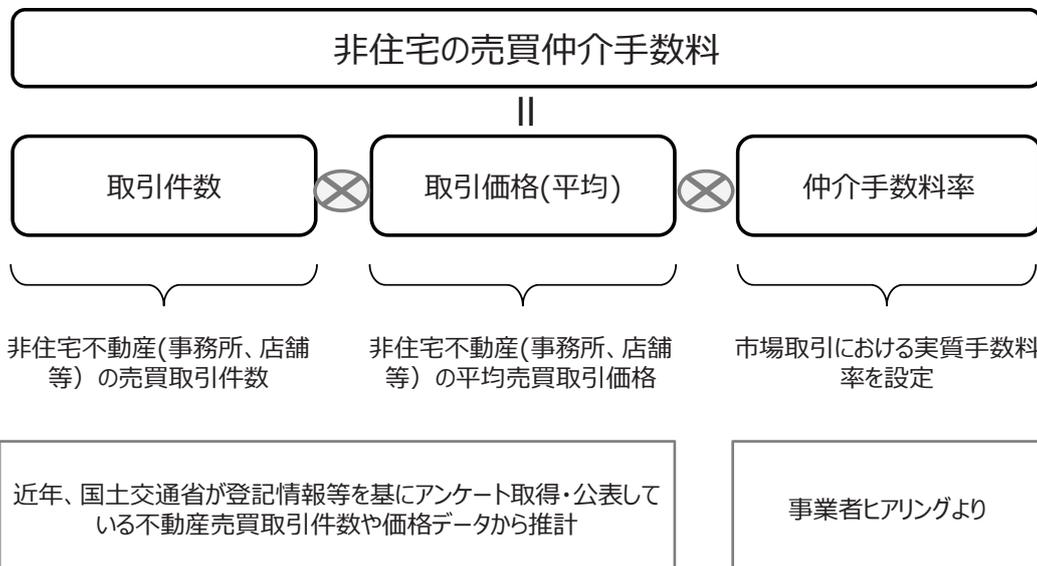
意見取りまとめ	課題	非住宅売買における仲介手数料が現行「産業連関表」では計上されていない
	見直しの方向性	非住宅の売買取引の仲介手数料については、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討する
現状整理と取組	現状	非住宅の売買取引については、市場における取引件数や価格の把握が困難であるため、産業連関表への計上は行われていない
	改善に向けた取組	近年、国土交通省が登記情報等を基にアンケート取得・公表している不動産取引データを基に、非住宅売買取引における仲介手数料を推計する

3

生産額の推計方法

(①非住宅売買取引の仲介手数料)

- ✓ H23年産業連関表までは生産額推計の対象外。H27年産業連関表より新たに生産額の推計を検討
- ✓ 国土交通省が公表するアンケートの結果データを基に、取引件数や価格を推計



4

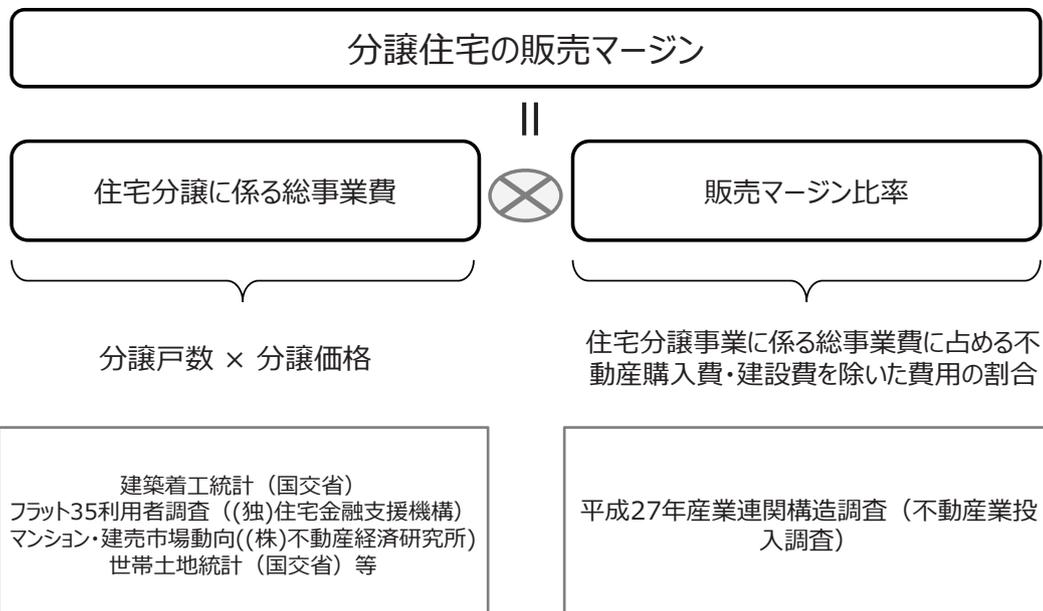
生産額推計に係る現状と改善に向けた取組 (②分譲住宅の販売マージン)

意見取りまとめ	課題	「不動産仲介・管理業」における分譲住宅の販売マージン（販売手数料）の推計精度に課題がある
	見直しの方向性	「産業関連構造調査（不動産業投入調査）」や企業決算データの活用を検討する
▼		
現状整理と取組	現状	「不動産仲介・管理業」における住宅分譲事業においては、売買仲介手数料に相当するマージンのみ計上。分譲事業に係る他の販売マージン（事業費のうち土地・建物購入費、建設費を除いた金額）は計上されていない
	改善に向けた取組	産業関連構造調査（不動産業投入調査）より、住宅分譲に係る事業費内訳を把握することにより、分譲住宅の販売マージンを推計する

5

生産額の推計方法 (②分譲住宅の販売マージン)

- ✓ H23年産業関連表までは、売買仲介手数料に相当する費用のみ考慮
- ✓ H27年産業関連表より、不動産購入費・建設費を除く総事業費を販売マージンの対象とする



6

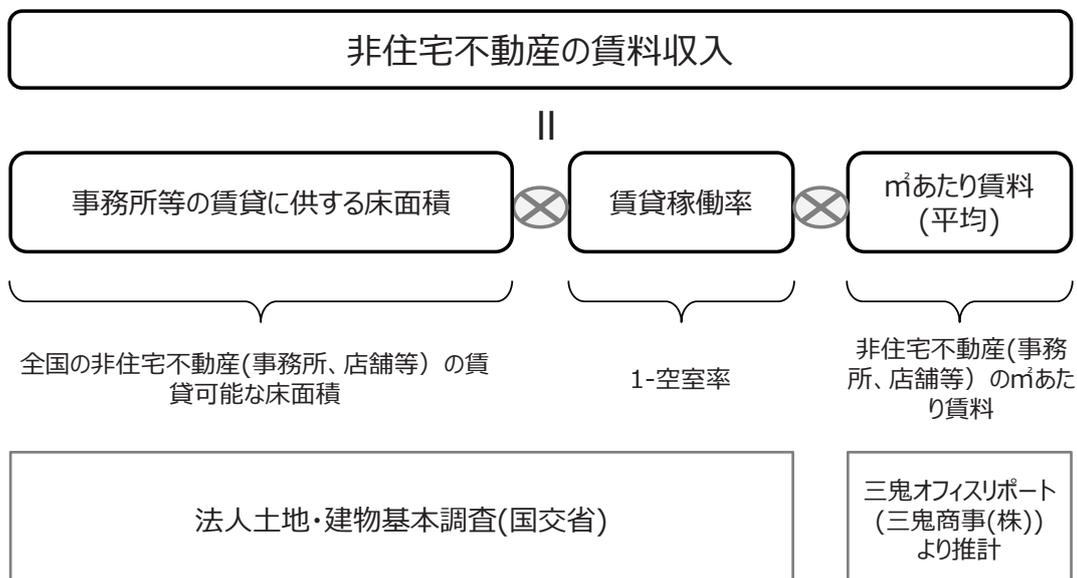
生産額推計の現状と改善に向けた取組 (③非住宅不動産の賃料収入)

意見取りまとめ	課題	「不動産賃貸業」における非住宅不動産の賃料収入の推計精度に課題がある
	見直しの方向性	非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジの広い法人土地・建物基本調査（賃貸面積比率、空室率等）などの活用によって推計精度の向上を図ることを検討する
▼		
現状整理と取組	現状	非住宅不動産の賃料収入の推計においては、民間企業が公表するデータを利用しているため、対象エリアは国内主要都市に制限
	改善に向けた取組	法人土地・建物基本調査を活用し、法人が全国に所有する事務所・店舗における賃貸床面積及び空室率を把握することで、非住宅不動産の賃料収入のカバレッジ精度を高める

7

生産額の推計方法 (③非住宅不動産の賃料収入)

- ✓ 法人土地・建物基本調査を利用し、法人が全国に所有する事務所・店舗における賃貸床面積及び空室率を用いて、非住宅不動産の賃料収入を推計



8